

2021  
November  
No.17

# 11



11月は児童虐待防止推進月間!!

## 再認識。虐待判断基準とセルフチェック!

そんなつもりじゃなかったのに...

職員・保護者・利用者、3者の誤解を防いで安心活動!

Kensei療育net企画開  
発です。今月は児童虐待防止  
推奨月間。日々お子さんと接す  
る皆様にとって、慎重にならざる  
を得ないお話です。自分や相手、  
お互いの心身の安全を守るため  
に、障害者虐待を判断する際の  
ポイントを学びましょう。

**その行為が虐待に当  
たることを、チームで  
自覚しましょう。**

●大前提として、虐待かどうか  
の判断が難しい場合は「虐待事  
案」として対応しなければなり  
ません。

放デイに従事する皆様は、障  
害者虐待防止法の「障害者福祉  
施設従事者に該当します。勤務  
時間外や施設の敷地外でも、利  
用者である児童に対して虐待し  
てはなりません。

虐待判断の基準として「虐待  
した側の自覚は問わない。障害  
者本人の自覚も問わない。」とい  
う視点があります。多くの虐待  
事例では「虐待のつもりは無かつ  
たのに：「あの子は他害がある  
から仕方なく対応して：」のよ  
うに、虐待している側に自覚が  
ないことがほとんどです。

指定権者のホームページに虐  
待事例が掲載されています。こ  
れも該当するの?という事例  
も、中にはあると思いますので、  
認識を合わせるためにも是非検  
索してみてください。

また障害者は、障害特性から  
自分にされたことが虐待だと認  
識できなかったり、長期間の虐待  
を受けた場合は無力感からそも  
そも訴えない場合もあります。  
本人から主張が無い場合は、周

囲の積極的な介入が必要で  
す。これらを意識した上で、虐待  
とは何かを考えていきましょう。

●虐待5分類と、その具体例を  
見てみましょう。

①身体的虐待：暴力罪や傷害  
罪にあたります。正当な理由も  
なく身体拘束を行うのも該当し  
ます。

【例】殴る蹴る、叩きつける、無  
理に食べ物を口に入れる、縛る、  
ミトンやつなぎ服を着せる、部屋  
に閉じ込める、施設側都合で児  
童の動きを抑制する投薬、睡眠  
薬の服用等。

②性的虐待：強制わいせつ罪  
にあたります。

【例】性交、性器へ接触、行為の  
強要、裸にする、キス、わいせつ  
な発言や会話、映像を見せる等。

③心理的虐待：侮辱罪にあた  
ります。

【例】「バカ」など侮辱する言  
葉を浴びせる、怒鳴る、ののし  
る、悪口、輪に入れない、子ども  
扱い、人格をおとしめる扱い、意  
図的に無視する等。

④放棄・放置：保護責任者遺  
棄罪にあたります。生活環境や  
心身の状態を悪化や不当に保持  
しないことが該当します。

【例】食事や水分を十分に与え  
ない、汚れた服を着させ続ける、  
排泄介助しない、病気やけがを  
しても知らんぶり、同居人によ  
る身体的虐待や性的虐待、心理  
的虐待を放置する等。

⑤経済的虐待：横領罪、窃盗  
罪にあたります。

【例】賞金等を渡さない、集金  
した利用料などを処分、横領す  
る、必要な金銭を使わせない等。

虐待を未然に防ぐ!  
セルフチェックシート

普段からこれらを意識して、  
事業所から虐待を出さないよう  
取り組んでいきましょう!

日常的な支援場面の把握は  
できていますか?

風通しの良い職場になっ  
ていますか?

支援の悩みや苦勞を、  
職員が日常的に  
相談できる体制

小さな気づきを職員が  
発言できるオープンな  
職場環境

不適切な対応や言動を  
職員同士で注意し合え  
る意識

管理者は人員配置を  
含めた現場の様子を  
把握する

職員のスプレッドシートは  
できていますか?

職場の悩みがあれば、  
寄り添って話を聞いて  
あげましょう。

セルフチェックしましょう!  
相手目線で、嫌な思いを  
させていなかったか、  
振り返りましょう。



# 療育.net会員様限定 オンライン研修案内 11月度

【マネジメント】  
11/15(月)  
10時～12時

## 次年度対策 営業活動再確認!

年明けから新年度の小学生や幼稚園入園を控えた親御さん達の施設探しが活性化します!営業活動を網羅的にチェックしましょう。

- 講師:株式会社健生 遠藤千尋
- 参加費用: A・B会員様無料、その他会員様5,000円税別

11月度から、オンラインにて  
Kensei療育.netの  
「児発管交流会」が開催です♪

詳細は別途案内メールにて。  
皆様のご参加、  
お待ちしております~!!



【エキスパート】  
11/30(火)  
10時～12時

## 自分で気づき、学ぶ力をはぐくむ 思春期の支援

発達障害の「思春期」をどう支援するか?当事者の視点も踏まえて、いま身につけておきたい「セルフマネジメントスキル」について解説します。

- 講師:ヒトツナ武里教室 酒井千穂
- 参加費用: A・B会員様無料、その他会員様5,000円税別

## 療育.net サポートFAQ

運営支援課宛てに今月届いたご質問・回答を共有します!

Q 送迎加算の注意点を教えてください。

A 前提として、送迎加算は「事業所と学校」「事業所と自宅」のように、事業所起点の送迎をした場合に算定できる加算です。そのため「家と学校」など事業所を介さない送迎は算定できません。  
また、徒歩での送迎(例えば学校が事業所のすぐ近くにあるなど)も算定出来ません。(市町村で見解が異なります。)車を使用して送迎を行う事を前提として、算定していきます。  
※ご家族様の同意があれば、「事業所の最寄りの駅」というような自宅以外の場所への送迎が可能です。

## もっと知りたい!

- 「同一敷地内での送迎」は、送迎加算の単位から30%が減算されます。ただし、これは「同じ敷地に事業所と、その他の建物があった際の送迎」を指します。
- そのため、同じ敷地内(例えば学校や自宅)に複数のお子様がいるから減算される、ということではありません。ご安心下さい。
- 送迎加算を算定する場合は「送迎日誌」を記録しましょう。送迎日時、送迎担当者名、送迎を利用したお子様、どこに送迎したかを忘れず記録します。
- ※加算を算定しているが記録が無い場合、実地指導の際に、返金を求められる可能性があります。

こんにちは!  
ソーシャルビジネス事業部 開業支援課のサブマネージャーをしています、小松千夏です。  
主に東日本エリアの開業支援を担当しております。

入社5年目を迎え、最近では社内の採用活動にも携わっています。応募者の方はたくさんの中から健生を選んで応募して下さっていて、健生で開業支援をしたい!という熱い思いを持っている方とお話をしていると、こちらも負けていけない!と日々刺激を受けています。

私は基本的には開業支援の担当ですので、会員の皆様と直接お顔を合わせる機会は少ないのですが、「契約が増えた!」等のお話をサポート担当から聞くことがたくさんあります。皆様の近況を聞くたびに非常に嬉しく思っています♪

今後ともよろしくお願致します!

## 顔が見える! ソーシャル ビジネス事業部

サブマネージャー(開業支援課)  
小松 千夏 (こまつ ちか)



### ●パーソナルmemo

最近、地元秋田に帰省しました。  
男鹿の道の駅には大きな「なまはげ」がいます!!  
なかなか遠出での旅行はできないので、近所の穴場スポットを探しています♪



## 今月の コラム

## ケガの応急処置法!! 「RICE」をご存じですか?

スポーツにはケガはつきものですが、ではもしそう言った時にどう対処したらよいかを調べてみました。ケガをした時の応急処置、医療業界では基本中の基本の様ですので、要チェックです!

スポーツの秋!ということで運動会やスポーツ大会などが開催されていますね。事業所さんでも体を動かす行事を企画されているかもしれません。そこで今回はスポーツにちなんだ内容を盛り込んでみました!

アクティブに動きたくなるこの季節。だからこゝろ気を付けたいのがスポーツによるケガですね。気をつけてはいるもの、ふとした瞬間に起こってしまうものです。



## RICE 処置

- あんせい 安静 (Rest)
- れいさやく 冷却 (Ice)
- あつぱく 圧迫 (Compression)
- きょじょう 挙上 (Elevation)

- R ケガした後、痛めた部位の修復がすぐに始まるため安静に!
- I 冷却することで痛みを減少!
- C 適度な圧迫を患部に与えることで腫れや炎症をコントロール!
- E 心臓より高い位置に挙上して、重力を利用し腫れを抑える!

ケガはしない、させないが基本だと思いますが、もしケガをしてしまったら1の基礎知識があること、より安心して、行事も楽しめますね!

皆さんもケガには十分お気を付けて、スポーツの秋をご堪能ください。コラム担当は、最近水泳教室に通い始め、バタフライに挑戦中の酒井でした。

